

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅲ－1－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること(施策目標Ⅲ-1-2) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること				担当 部署名	労働基準局賃金課	作成責任者名	賃金課長 篠崎 拓也			
施策の概要		○ 経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)において、「豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進する」とされている。 ○ 生産性向上に資する設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に要した費用の一部を助成している (業務改善助成金)。										
施策を取り巻く現状		○ 最低賃金については、令和5年度、過去最高となる全国加重平均43円の引上げを行ったところである。また、地域間格差については、令和5年度は最高額(東京:1,113円)に対する最低額(岩手県:893円)の比率は80.2%と9年連続改善している。(直近5年の最高額に対する最低額の比率の推移は、令和元年度:78.0%、令和2年度:78.2%、令和3年度:78.8%、令和4年度:79.6%、令和5年度:80.2%) また、全国加重平均の直近5年の推移においても、令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)、令和5年度:1,004円(+43円)と引き上げられており、ここ数年は令和2年度を除き、3～4%程度の引上げ率となっている。 ○ 業務改善助成金については、令和5年8月31日に、対象事業場を拡大するなどを実施した。その結果、令和5年度の申請件数は、19,764件と過去最高となっている。(直近5年の業務改善助成金の申請件数については、令和元年度:673件、令和2年度:805件、令和3年度:5,047件、令和4年度:7,264件、令和5年度:19,764件)										
施策実現のための課題		1	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」では、「持続的な賃上げを定着させていくためには、春季労使交渉における労使の協力に加え、労働生産性やマークアップ率向上を通じた付加価値の拡大が不可欠」とされており、賃金の引上げに向けた生産性向上支援が重要政策となっている。こうした認識の下、最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む」とされている。なお、ここ数年は令和2年度を除き、3～4%程度の引上げ率となっている。 [最低賃金の全国加重平均額の推移](直近5年) 令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)、令和4年度:961円(+31円)、令和5年度:1,004円(+43円) このような中で、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要がある。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策を実施する。					最低賃金の引上げを図るためには、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性を向上させる必要があるため。				
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の測定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○1	業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	343件	平成27年度	6,834件	令和6年度	900件	900件	900件	1,000件	6,834件	業務改善助成金の支給決定件数により、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の引上げが図られた事業場の数を測ることができるため指標として選定した。	目標値は、過去の実績を踏まえつつ、令和6年度当初予算額(前年度繰越額含む)も踏まえ設定した。 (参考)平成27年度実績:343件、平成28年度実績:433件
						626件	3,859件	5,672件	13,603件			
2	卸売業、小売業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	90件	平成27年度	2,385件	令和6年度	306件	306件	329件	345件	2,385件	・ 上記1の測定指標の内数として、最低賃金の影響を受ける労働者数(推計)の多い業種の業務改善助成金の支給決定件数を指標として設定した。 ・ データの制約から、最低賃金の影響を受ける労働者数は、令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計しているが、業務改善助成金の対象事業場は、いずれの年も中小企業であることは要件とされており、それに加えて令和元年度は事業場規模30人以下、令和2年度は事業場規模100人以下となっており、両者の間に違いがあることに留意が必要。 (平成30年度以前及び令和5年度は事業場規模による制限なし) ・ なお、最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の推計方法については、下記の「参考指標5」参照。 ・ 最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の最新データが令和元年度であることから、令和2年度及び令和3年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和元年度データを用いた。また、令和6年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和5年度データを用いた。	
						95件	666件	815件	2,172件			
	宿泊業、飲食サービス業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	49件	平成27年度	1,182件	令和6年度	172件	172件	162件	161件	1,182件		
						125件	840件	1,302件	2,852件			
	サービス業(他に分類されないもの)の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)	4件	平成27年度	492件	令和6年度	59件	59件	59件	74件	492件		
						19件	147件	209件	569件			
	製造業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	54件	平成27年度	977件	令和6年度	155件	155件	146件	148件	977件		
						86件	742件	1,026件	2,196件			
	医療、福祉の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	44件	平成27年度	451件	令和6年度	60件	60件	48件	67件	451件		
						126件	491件	678件	2,057件			
	生活関連サービス業、娯楽業の業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)	25件	平成27年度	376件	令和6年度	53件	53件	50件	59件	376件		
						67件	572件	975件	1,683件			
3	業務改善助成金により賃金引上げが行われた労働者数 (アウトカム)	39,607人	令和4年度	47,838人	令和6年度	-	-	-	6,980人	47,838人	業務改善助成金の支給を受けた事業場で賃金の引き上げがなされた労働者の人数が増加することで、社会全体の賃金の底上げにつながるものであることから、指標として選定した。	目標値は、令和5年度の1件当たりの賃金引上げ人数(90,396人÷13,603件=約7人)に令和6年度の業務改善助成金の目標支給件数6,834件を乗じ、47,838人とした。
						-	-	39,607人	90,396人			

(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
4	最低賃金特設サイト(最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ)閲覧数					56万pv	11万pv	16.5万PV	41万PV		令和元年10月より最低賃金特設サイト内に最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ(※)を新設しているところ。本ページの閲覧数自体は、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援策の実施状況を把握する直接的な指標とはならないが、業務改善助成金の周知状況を定量的に把握することができるため、参考指標として選定した。 ※(URL) https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chusyo/index.html	
5	最低賃金引上げの影響を受けた産業別の労働者数の構成比率(推計)	産業計				100%	100%	100%	100%		最低賃金引上げの影響を受けた労働者数を業種別に把握することで、業務改善助成金の対象となりうる事業場の数が一定程度見込めるため、参考指標として選定した。 出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(調査票情報を労働基準局にて独自集計)並びに総務省・経済産業省「平成28年経済センサスー活動調査」及び「令和3年経済センサスー活動調査」をもとに推計 (注) 1. 影響率とは、最低賃金額を改定した後に、賃金額が改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。 2. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆手当、家族手当を含む。))を所定内実労働時間数で除したものである。 3. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、令和2年度～令和3年度は「平成28年経済センサスー活動調査」、令和4年度～令和5年度は「令和3年経済センサスー活動調査」による。) 4. 企業規模100人未満で集計。 5. 使用できるデータの制約から、令和2年度は令和元年調査の影響率を用いている。その他の年度は当該年調査の影響率を使用している。	
		卸売業、小売業				34.0%	36.5%	34.5%	34.9%			
		宿泊業、飲食サービス業				19.1%	18.0%	16.1%	17.3%			
		サービス業(他に分類されないもの)				6.5%	6.6%	7.4%	7.2%			
		製造業				17.2%	16.2%	14.8%	14.3%			
		医療、福祉				6.7%	5.3%	6.7%	6.6%			
		生活関連サービス業、娯楽業				5.9%	5.5%	5.9%	5.5%			
6	常用労働者の時間当たり所定内給与額の第1二十分位数(下位5%)					891円	901円	917円	953円		低賃金労働者の賃金上昇は必ずしも、業務改善助成金のみによる訳ではないため、測定指標とすることには馴染まないが、業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性の向上させるとともに、事業場内最低賃金を引き上げること支援するものであり、ひいては、低賃金労働者の賃金の底上げに資すると考えられるため、常用労働者の時間当たり所定内給与額が全体の下位5%層の当該金額を参考指標として選定した。 出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査 特別集計」	
7	業務改善助成金の支給金額					6.6億円	28.9億円	45.8億円	151.6億円		支給金額については、中小企業・小規模事業者に対する支援として重要な指標となりうるが、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を直接評価する指標とは言えないため、参考指標として選定した。	
達成手段1 (開始年度)			令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号
(1)	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業 (平成23年度)	13,760百万円 5,133百万円	10,750百万円 15,806百万円	11,008百万円	1	・業務改善助成事業 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場を対象に、生産性向上のための設備導入等により、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業者に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成する。					002400	
施策の予算額(千円)			令和4年度 13,759,907			令和5年度 10,750,070			令和6年度 11,008,495			政策評価実施予定時期 令和4年度
施策の執行額(千円)			5,133,473			15,805,786						
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)			施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
			○政労使の意見交換(岸田内閣総理大臣発言)					令和6年3月13日		(前略)今年の最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただきたいと思います。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力してまいります。		
			○経済財政運営と改革の基本方針2024					令和6年6月21日		第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」 (1) 賃上げの促進 豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。 最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500 円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。		
			○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版					令和6年6月21日		Ⅱ. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着 2. 非正規雇用労働者の処遇改善 (1) 最低賃金の引上げ 昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円と、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額は全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。 今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。		